

学校施設の有効活用について

令和6年3月 神戸市教育委員会

学校施設開放事業について

○学校施設開放事業について

運動場や体育館、特別教室等の学校施設について
学校教育上支障のない範囲で、**地域住民の文化・スポーツ活動等の
拠点として開放**している

○2つの実施方式

- ① 学校施設開放運営委員会による運営（昭和40年代～）
- ② ICTを活用した中学校体育館の夜間開放（令和4年11月～）

学校施設開放事業について

① 学校施設開放運営委員会による運営

運動場	体育館	➤ 地域住民や利用団体の代表者等で構成される 学校施設開放運営委員会 が 学校施設の施設管理や団体間の利用調整等 を担う
教室	市民図書	➤ 小学校を中心に 192 の施設で実施

【令和5年度の実施状況】

校園数		開放実施校園数	令和4年度 延べ利用者数
小学校	161	160	127.2万人
中学校	80	12	2.3万人
義務教育学校	2	2	1.6万人
幼稚園	32	16	5万人
その他	—	2	0.5万人



学校施設開放事業について

② ICTを活用した中学校体育館の夜間開放

中学校 体育館	➤ 体育館の鍵のスマートロック化し、インターネット予約システムと連動（※）させた仕組みを導入し、鍵の受け渡しや利用調整等を省力化
	➤ 中学校 61 校で実施（R6.3月現在）
	➤ 登録団体数約 900 団体
	➤ 平均利用率 72.3 %
	➤ 延べ利用件数 11,840 件

※まちかぎりモート（構造計画研究所提供）

【事業開始以来の延べ利用件数】

令和4年		令和5年												令和6年		合計
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
252	329	425	548	654	607	853	810	924	793	835	639	1076	973	986	1136	11,840

会議開催目的

○学校施設開放事業の課題

- 現在の仕組みでは、地域の管理負担が大きい
- 高齢化や共働き世帯の増加といった状況のなか、地域の協力を前提とした制度そのものの将来的な持続可能性
- 学校によっては、既存の団体で利用枠が埋まっており、新規の利用希望団体の参加が難しい状況



誰もが利用しやすく、かつ持続可能な制度へと見直し、
市民の貴重な財産である学校施設の更なる有効活用を図る

5

会議検討事項

- 誰もが利用しやすい学校開放事業の制度の再構築
- 中学校武道場・テニスコート等、現在開放できていない施設の開放に向けた検討
- 受益者負担のあり方

見直しの視点

みんなで

もっと

使いやすく

6

今後の予定

○令和6年3月：第1回会議 現状と課題

令和6年6月頃：第2回会議

令和6年9月頃：第3回会議

令和6年12月頃：第4回会議

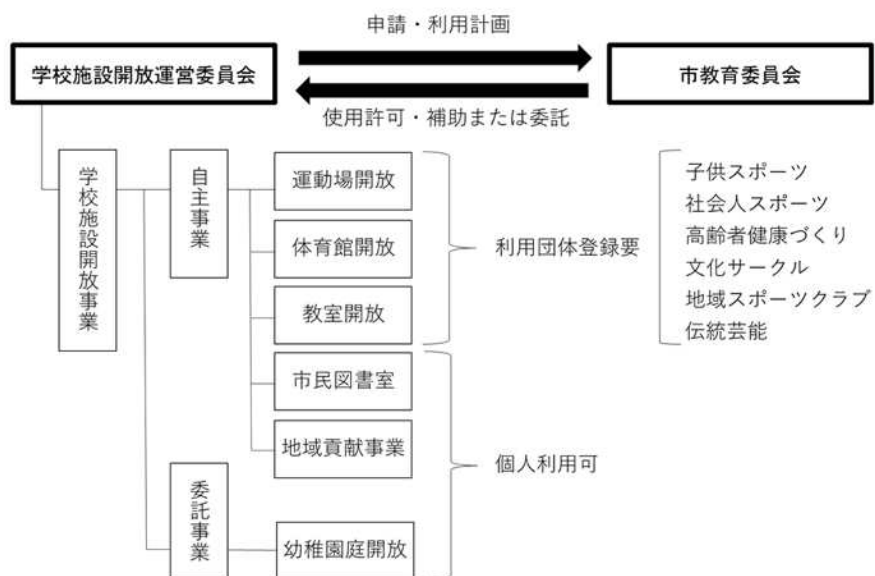
令和7年3月頃：第5回会議

- ・新たな開放の仕組みの検討
- ・現在開放できていない施設の開放に向けた検討
- ・受益者負担のあり方
- ・地域のコミュニティ活動や子供の居場所づくり等への活用

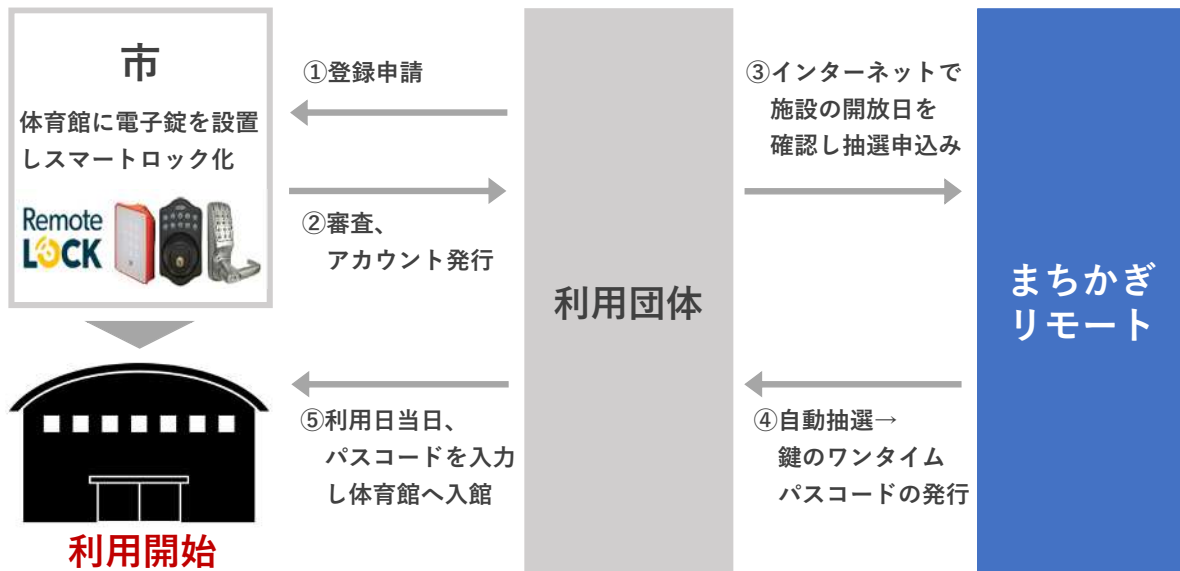
学校施設の有効活用に向けた方針案を策定

7

【参考】学校施設開放運営委員会の仕組み



【参考】ICTを活用した中学校体育館の夜間開放 利用フロー



【参考】学校施設開放に係る法令（抜粋）

○教育基本法 第 12 条 2

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

○学校教育法第 137 条

学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

○社会教育法第 44 条

学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

○スポーツ振興法第13条

- ・国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。